

# 市民と行政の 協働に関する基本方針

-多様な主体によるまちづくりの一層の推進に向けて-

協働についての基本的な考え方や、5つの基本方針の内容を説明します。裏面の「協働でめざすまちの姿」に、あなたが住みたいまちの姿、あったらいいなと思うまちの様子を書いてみてください！協働によって実現できる姿かもしれません！



「いこいな」  
©シンエイ/西東京市

## — 協働についての基本的な考え方 —

### ■ なぜ、協働が必要なのか

- 地方分権社会を迎え、独創性や安定性のあるまちづくりに協働は欠かせないから。

地方分権一括法の施行から20年。この間、多くの事務、権限が国から地方公共団体へ移り、地域の実情にあったサービスを提供できるようになりました。つまり、地方公共団体自らが一層努力し、己の力をつけていかねばならず、地域の多様な主体との情報共有を進める等、行政はこれまでの発想や行動からの転換が必要になりました。地域の多様な主体と行政が互いの力を出し合い、独創性や安定性のあるまちづくりを進めるうえで、協働が求められています。

- 複雑・多様化する市民ニーズに応えるため、豊かな地域力・市民力が不可欠だから。

少子高齢化への対応、地域福祉の増進、子どもの見守り、防犯・防災、子育て世帯、高齢者や障害者への支援、ごみ問題への対応、まちの魅力、教育の充実、文化・伝統の継承等、市の変化、市民一人ひとりの価値観の変化等に伴い、市民ニーズは複雑・多様化しています。こうした市民ニーズに行政だけで応えていくことが難しくなっている一方で、市内では、地域の課題解決を目指す多様な地域の主体が熱心に活動しています。複雑・多様化する市民ニーズに応え、市民の幸福度を高めるためには、行政と地域力豊かなコミュニティと専門性ある多様な主体とが協働することが必要です。

### ■ 協働の定義

協働とは、より豊かなまちづくりのために、地域の多様な主体と行政が

1. 相互に対等な関係のもと
2. 互いの特性や立場を十分理解し認め合いながら
3. 共通する課題の解決や目標の実現に向け協力し
4. 単独では生み出せない効果を発揮し、質の高いサービスを市民に提供できることをいいます。

## 協働に適した事業

以下のような事業は一例ですが、行政単独で実施されるよりも協働で実施される方が、相乗効果により質の高い市民サービスを実現できる場合があります。

- 先駆的な事業
- 地域の特性を熟知した主体と共に実施する地域に根差した事業
- 個々の実情に則した事業
- 時流に沿ったタイムリーな事業
- 多くの市民の参加や協力を求めるような事業
- ある分野において専門性、当事者性が必要な事業

## 協働の効果

まちが元気に

協働で行う事業は、事業実施主体が何らかの実り（ノウハウ・新たな考え方・ネットワーク等）を得てパワーアップするきっかけとなります。

共に支え合う  
市民意識の向上

協働で行う事業が盛んに取り組まれることにより、市民の社会参加の機会が増加します。その結果、市民がまちづくりを「我がこと」として捉え、市民同士が支え合う意識の向上が期待できます

複雑・多様な  
市民ニーズへの対応

行政が地域の多様な主体と協働で事業を実施することで、行政単独で実施するよりも充実した市民サービスを提供できます。

職員の一層の  
市民感覚の醸成

職員は、協働で事業を実施し、市民、地域の多様な主体とコミュニケーションを重ねていく中で、市民感覚がより醸成されます。

## 協働のパートナー

より豊かなまちづくりに関わる主に次の地域の多様な主体が、協働のパートナーとなりえます。また、これら地域の多様な主体同士が協働で事業に取り組むことも想定しています。

- 市民
- NPO 法人をはじめとする各種非営利団体
- 自治会・町内会等地縁型活動団体
- 小・中学校、高校、大学等教育研究機関
- 農業や商業、医療、福祉に係る団体あるいは企業、事業者等のほか各業界団体

## 協働の形態

協働で行う事業の実施にあたって、協働のパートナーの特性及び事業の目的・内容にふさわしい適切な協働の形態を選択していきましょう。

主な事業主体	市民 (行政が協力・支援)	双方	行政 (市民が協力・支援)
協働の形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助・助成</li><li>・ 後援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共催</li><li>・ 実行委員会・協議会</li><li>・ 事業協力</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委託</li><li>・ 指定管理者制度</li><li>・ 政策提案</li></ul>

## 協働の6つの原則

地域の多様な主体と行政は、以下の原則を基本ルールとすることが大切です。

対等 ～どちらも主役！～	目的共有 ～目指す目的は一緒～	役割・責任分担 ～スマートな関係づくりを～
自主性・自立性 ～互いを尊重しましょう～	評価・ふりかえり ～次のステップに向かって～	情報共有と透明性 ～みんなに見える関係に～

## 協働を推進するための5つの方針

今後さらに協働を推進するために、新たな仕組みづくりや協働のパートナーと行政の相互理解を深めることが必要です。西東京市では、次の5つの基本方針に基づき、具体的に取り組んでいきます！

### 1 相互理解の促進

- ・ 地域の多様な主体と職員との交流機会の充実
- ・ 協働に関する積極的な情報の収集・提供
- ・ 協働で行う事業に関する業務情報の共有化
- ・ 協働に関する情報公開の推進

### 2 協働しやすい 環境の整備

- ・ 市民協働推進センターゆめこらぼの活性化
- ・ 新たな地域人材の発掘
- ・ 市民活動の活発な情報交換の促進

### 3 協働で行う事業の 検討・拡充

- ・ 協働で行う事業実施の可能性の検討
- ・ 協働で行う事業の事例調査・分析
- ・ 市民からの提案により協働する仕組みの拡充

### 4 協働を推進する 庁内体制の強化

- ・ 協働推進員の配置
- ・ 協働のルール化についての検討
- ・ 職員研修の充実

### 5 協働で行う事業の 客観的な評価システム の構築


- ・ 協働で行う事業の“ふりかえりの場”を設定
- ・ 協働で行う事業の評価の仕組みの構築及び検討

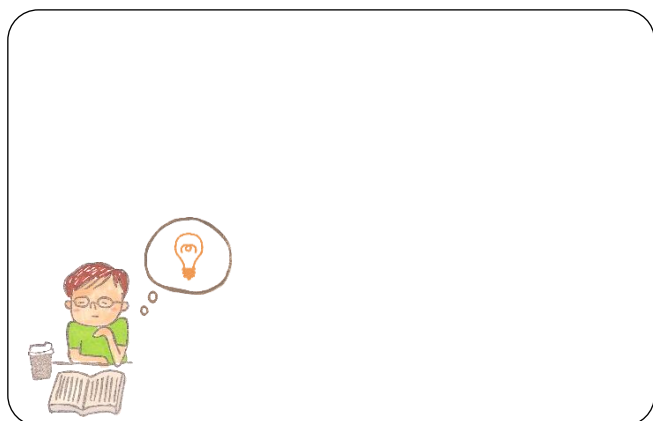
## 協働でつくるこれからの西東京市において

市民ニーズの多様化や社会の変化に 대응するため、地域の多様な主体（協働のパートナー）が共に公共の担い手として地域の課題を解決し、市民サービスの向上を図り、暮らしやすいまちをつくる。そこで、地域の課題解決のカギとなるのが「協働」です。

西東京市は、第2次総合計画・後期基本計画にある「協働のまちづくりの推進」を進めるため、この「市民と行政の協働に関する基本方針」を羅針盤とし、市民と行政が互いに地域づくりの目標に向かって対等な協力関係のもと、さらなる協働の推進に取り組んでまいります！

## 協働でめざすまちの姿

あなたが住みたいまちの姿、あったらいいなと思うまちの様子を書き込んでみましょう。それは、協働によって実現できる姿かもしれません！ 



## インフォメーション

「市民と行政の協働に関する基本方針」の全文は、右 QR コード（西東京市 Web）から読むことができます。



市の協働推進に関する情報等は、

市民協働推進センター ゆめこらぼ

市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、さまざまな協働の形を生み出していくことを目的に設立されたセンターです。

[住所] 〒188-0012 西東京市南町5-6-18 イングビル1階

[電話] 042-497-6950

[ホームページ] <http://www.yumecollabo.jp/>



令和2年3月

西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課

[住所] 〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所田無第二庁舎

[電話] 042-420-2821（直通）

